

# 販路開拓・販売促進支援事業補助金

市内中小企業者の新たな販路開拓や販売促進事業の  
取り組みに対して、その事業にかかる経費の一部を補助します！

## 補助対象事業

### ウェブサイト作成事業

#### ▶ 事業内容

自らの製品等の販売及び予約受付のための  
自社ウェブサイトの開設またはリニューアル  
を行うもの

#### ▶ 補助対象経費

- ・自社ウェブサイトの開設またはリニューアル  
に係る委託料、デザイン料等
- ・外国語に対応したウェブサイト整備のための  
翻訳料等

### ECサイトへの登録事業

#### ▶ 事業内容

自らの製品等の販売及び予約受付のための  
ECサイトへの登録を行うもの

#### ▶ 補助対象経費

- ・新たな販路開拓に関わるECサイトへの登録料  
及び登録した年度分の利用料

### 広告宣伝事業

#### ▶ 事業内容

自らの製品等の販路開拓に直接必要となる  
新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット  
等の広報媒体を活用した宣伝を行うもの

#### ▶ 補助対象経費

- ・自らの製品等の販売に直接必要となる新聞、  
雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等  
の広報媒体を活用した宣伝に要する経費  
(掲載料、チラシの新聞折込料、記事作成料、  
出演料等)  
※チラシの作成料は除く。

### 展示会等への出展事業

#### ▶ 事業内容

販売を主たる目的としない展示会へ出展を  
行うもの(オンライン展示会等を含む)

#### ▶ 補助対象経費

- ・展示会等への出展に係る出展料(小間料)、  
展示装飾料、備品使用料(リース料)
- ・製品等の搬送に係る経費(輸送料、運搬業務委  
託料、レンタカー利用料)
- ・展示会場までの交通費(タクシーを除く公共  
交通機関利用料)

※原則として自ら開催する展示会等は除く。

#### ● 補助率および限度額等

補助率は2分の1、限度額は各事業の総額で10万円です！

※消費税及び地方消費税は補助対象経費の対象外です。



## ● 申請要件

補助対象者	以下の要件いずれにも該当する中小企業者とします。 <ul style="list-style-type: none"><li>・市税を完納している者であること。</li><li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。</li><li>・国、県等から同様の趣旨の補助金の交付を受けようとしていない又は受けていないこと。</li><li>・その他市長が適切でない判断する事業を実施しようとする者でないこと。</li></ul>
補助対象外の業種	<ul style="list-style-type: none"><li>・農業、林業、漁業</li><li>・金融業、保険業</li><li>・医療、福祉</li><li>・宗教、政治・文化団体</li><li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに規定する風俗営業</li><li>・風営法第2条第1項第4号に規定する風俗営業</li><li>・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業</li></ul>
注意事項	★補助金の交付は、 <b>1事業者につき原則1回限り</b> です。 ※その翌年度以降、 <u>過去に交付を受けていない補助対象事業に申請することができます。</u>

## ● 申請方法 **補助対象事業を開始する前に必ず** 下記書類をご提出ください。

### 提出書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 見積書の写し（実施内容及び積算内容を確認できるもの）
- (3) 市税の未納がないことの証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

【提出先】 高梁市産業経済部産業振興課商工労働係

## ◆ 申請スケジュール等



## ● お問い合わせ

〒716-8501 高梁市松原通2043番地  
高梁市 産業経済部 産業振興課 商工労働係

☎0866-21-0229

高梁市 販路開拓

検索

